

新出の五星二十八宿神形図写本——谷文晁写本の展開

吉田典代

はじめに

今回とりあげる五星二十八宿神形図は、真如苑真澄寺の所蔵品を展示する半蔵門ミュージアムの所蔵品調査の過程で発見された作品（以下、真澄寺本と称する）である。序文や跋文から、谷文晁の写本を転写したことが知られる。真澄寺本自体は明治後半以降の写しで、既に数回の転写を経ているため、文字や形態に写し崩れが生じている。しかし、江戸時代後期に谷文晁が筆写した五星二十八宿神形図の原本が、複数存在したことを示す資料と考えられるので、ここに紹介することとしたい。

まず日本に伝来した五星二十八宿神形図や、日本での写本について概観する。次いで真澄寺本の序文と跋文を翻刻し、転写の過程をたどる。さらに各星神の図様と、それに添えられた詞書に関しても、いささかの考察を試みたい。

一 五星二十八宿神形図

五星二十八宿神形図は、中国天文学で重視された五惑星、すなわち熒惑星（火星）・辰星（水星）・歳星（木星）・太白星（金星）・鎮星（土星）と、二十八の星宿（星座）を神格化して描いた卷子である。二十八宿は、インドにおいては月の軌道付近にある二十八（ないし二十七）の星座が選ばれ、惑星の位置を示す座標として用いられた。一方中国の二十八宿は、天の赤道付近の星座が選ばれたという。¹⁾

記録の上では、北宋の皇帝徽宗の宣和内府が所蔵していた絵画リスト『宣和画譜』に、梁代張僧繇の作として「五星二十八宿真形図」が挙げられている。この記述が正しければ、中国では南北朝時代ころから描かれ始めた主題ということになる。張僧繇の他にも、唐代の呉道子や閻立本などを作者とする同名の作品の存在が諸書に散見される。しかしそれらは写本、ないし著名な画家に仮託された作品と推測されている。²⁾

現存する五星二十八宿神形図としては、大阪市立美術館の所蔵品が著名である（以下、大美本と称する）。「南朝梁張僧繇五星二十八宿神形圖真蹟卷」の題簽があり、前隔綾に記された文中に、唐の梁令瓚の名が見出される。絵は南北朝時代を思わせる古い要素を留めており、古い作品を唐代ころに写したと考えられている。末尾には明代後期の文人画家である董其昌と陳繼儒の跋文が付加されており、そこでは作者として呉道子や閻立本の名を挙げている。この卷子は、近代になってから日本に持ち込まれたものであるという。³⁾

一方、既に江戸時代後期に五星二十八宿神形図が日本へ伝来していたことを示す、数点の写本が知られている。たとえば小泉斐は寛政八年（一七九六）に、水戸藩主・徳川治保の命により五星二十八宿神形図を描いた。小泉斐（檀

山)は下野国那須で活躍した画家・神職である。この時、斐が制作した本絵のための稿本を、弟子の島崎玉淵が文政五年(一八二二)に写している。星神の図や詞書のみならず斐の識語も写し取られており、それによれば原本は明の九英(明代中期の画家仇英か)の作で、江戸の豪商が所持していたという。この時の玉淵の写本は、滋賀県立近代美術館に所蔵されている。⁽⁵⁾なお後掲した参考文献1によれば、斐の五星二十八宿神形図として「天明甲辰二月摹 小泉斐」の奥書を有する一本が存在したらしいが、現在は所在がわからない。甲辰すなわち天明四年(一七八四)時にはまだ十五歳で、かつ小泉姓を名乗っておらず、不審である。

谷文晁も斐の作品を模写している。これは後に足利藩の絵師・田崎草雲が入手し、弟子の小室翠雲に受け継がれた。現在は栃木県立博物館の藏品である(以下、栃木県博本と称する)。流暢な墨線で形を写し取り、部分的に彩色を施し、詳細な色注を書き込んでいる。末尾に「右五星廿八宿真形圖以下野那須八幡神司／小泉甲斐守贍本轉摹之皆寛政八年三月十日／文晁記」の奥書がある。⁽⁶⁾この「小泉甲斐守贍本」に相当する可能性のある作品は、一つには天明四年の奥書を有する一本である。これに対して、寛政八年時の稿本を指すという説もある。それは玉淵の写本が栃木県博本と同様に、色注を書き込んでいるからである。⁽⁷⁾

さて、大正本と栃木県博本は図様や詞書がおおむね共通するが、一部には相違も認められる。真澄寺本は後述するように谷文晁の写本を転写したもので、図様や詞書は栃木県博本に近い。ただ、祖本が小泉斐の作品ではない点が問題となる。

二 序文と跋文

真澄寺本は縦二六cm、長さ一三一・七・三cmの卷子に仕立てられている。一紙の中に一人の星神の詞書と図が納まるように調整しているため、一紙の長さは一定していない。題簽に「五星及廿八宿神形圖 閻立本」とあり、内題は篆書体で「五星廿八宿神形圖 鹿山居士手模」と記されている。

冒頭には神林複所の序文が記され、その後、五星二十八宿神の詞書と図を連ねる。末尾に谷文晁の写本を筆写した倉谷鹿山による跋文（跋文1）と、明治時代に鹿山の写本を所持していた大須賀筠軒（いんけん）の跋文（跋文2）が加えられている。⁽⁸⁾ これらの文章が作られた順は、鹿山の跋文1、復所の序文、筠軒の跋文2であるため、この順で取り上げる。便宜上、句読点と傍線を施した。意味のとりにくい箇所もあるが、一案として示すこととする。

(1) 倉谷鹿山の跋文（跋文1）

「^①丁丑之夏、^②羅漢山人、^③藤豹携此卷来、示^④余^⑤云。此唐右相閻立本所畫原本真跡。則尾藩^⑥秘庫中之物。江戸寫山樓主人寫得之。今雖^⑦經傳模、而其骨法之精、寫形之奇、氣韻之動、傳彩之帖、以足於觀鑑。千古名人之意匠^⑧者也。且其篆法勁、正有^⑨釋山古韻之趣、皆後^⑩世難見者。但不能見夫秦府十八文雅之面、^⑪而見此快異之姿。不載儒正典格之文、而見此^⑫諧誕幻惑之言乎。今也世降學衰藝文書^⑬畫隨時湮落。雖欲說古人^⑭六法之精^⑮三品^⑯之位詳、夫佛道人物士女牛馬、今不及古之論。而^⑰空譚以何徵之。其偶存者中土之地而尚且稀。^⑱况海隅邊辟乎。若擇之、則無復取也。余故教^⑲授之間、聊刮筆以傳寫。然用筆之洪、傳染之拙、^⑳不足示人以取信也。則秘語帳中不肯出。

偶余暇／有閑以美其意、亦太平之一閑事也。／^⑪鹿山陳人彊 識

①文化十四年（一八一七）に相当。

②蒲生羅漢（一七八四～一八六六）。天明四年、白河に生まれる。本名は藤田豹（豹之助）。谷文晁の門人であるが、江戸で学んだという説と、文晁が白河に来た時に師事したという説がある。白河の羅漢山に居住したことから、羅漢山人と名乗る。白河藩主・松平定信の命により、享和三年（一八〇三）文晁の養子・文一らとともに石山寺に遣わされ、石山寺縁起を模写した。文化十四年時は三十四歳。慶応二年に八十三歳で没した。^⑨

③文字は「藤」であるが「藤」の誤りと思われる。

④・⑪倉谷鹿山。宝暦九年（一七五九）～天保四年（一八三三）。三春藩の儒学者・文人画家。鹿山の伝記は数種類存在するが、いづれも多少の相違がある。名は強、字は子勉、通称は又八、鹿山と号した。参考文献10の『書畫月報』所載の伝記によれば、江戸で林大学頭に師事し、長崎で清国人に書画を学んだ。寛政八年（一七九六）三十八歳で三春藩講所の教授となり、寛政十二年（一八〇〇）四十二歳で初代学長に任じられた。この巻子を模写した時は五十九歳。天保四年に七十五歳で没した。『田村郡郷土史』によれば、鹿山は谷文晁に面会し、自作の山水画の批評を求めた。文晁は佳作と評しつつ、少し足りない所があると言って、自ら描いた山水図を与えた。鹿山は喜び、二つの作品を並べて賞玩したという。

⑤唐代七世紀の官僚・画家。司平大常伯右相に任じられた。人物画を得意とした。

⑥谷文晁（一七六三～一八四〇）。江戸時代後期に關東画壇で重きをなした画家。写山楼と号した。寛政四年（一七九二）松平定信に召し抱えられ、寛政六年（一七九四）定信に従って白河に赴き翌年まで滞在。寛政十年（一七九

八）にも再度白河を訪れている。

⑦魯の繹山には秦の始皇帝が東行した際に建立した碑があったが、のちに焼失した。

⑧秦王・李世民（唐の太宗）が開いた秦王府文学館の、十八人の学士。『宣和画譜』によれば、閻立本が彼らの肖像を描いている。この二節を含む一文は、その肖像画はもはや見ることができないが、閻立本が怪異を描いた図は写本ながらこうして見ることができるといふ意味であろう。

⑨中国で成立した絵画の重要な六項目。気韻生動、骨法用筆、応物象形、随類賦彩、経営位置、伝模移写。

⑩中国で成立した書画の評価基準。神品、妙品、能品。

(2) 神林復所の序文

「叙／五星二十八宿神形圖。三春鹿山氏所／模寫。而吾磐城中平窪邑^①常勝院主／快嚴所贈^②余也。今因鹿山氏跋語。則／鹿山氏得之于羅漢山人。羅漢山人得之于寫山樓主人。寫山樓主人得唐右丞／相閻立本所畫原本所模寫。而原本／今藏在于尾張垂相公秘庫中云。如此／則既經三寫者也。神彩氣韻譎見／其彷彿而已。况又鬼怪神僻虫屬無／用之贅物然無之所希見也。仍聊叙／其由以感之云。／^③天保八年丁酉十一月望／^④神林弼 識」

①いわき市平の中平窪にある真言宗寺院。享祿三年（一五三〇）の創建と伝えられる。

②・④神林復所（一七九五～一八八〇）。磐城平藩の儒学者。名は良弼、字は伯輔、通称清助、復所と号する。江戸の佐藤一斎に師事し、朱子学を学び、帰郷後は藩校施政堂の教授に任じられた。明治十三年に八十六歳で没するまでの間、三百点あまりの多岐にわたる著作を残した。なお復所の長男は天折し、二男は神林惺齋と号する儒学者で、施

「政堂の教授を務めている。三男が後述する大須賀筠軒である。復所・惺齋・筠軒らは「磐城教学の大儒林」と称えられたという。⁽¹⁾

③ 一八三七年

(3) 大須賀筠軒による跋文(跋文2)

「^①余家蔵鹿山所^②募五星廿八宿神/形図一卷。^③松原君一見大悦慕所/一本。余家於鹿山隣郷、^④曾揀逸/事。前之傳因録於此以代跋。

倉君鹿山、名彊、字子勉、通称又八。鹿山/其號。父称軍七、母山口氏。家世服農。至/鹿山以文學起。性豪放嗜酒善書/畫。二本松藩醫宇田玄微神交有/年。一日訪之。鹿山迎入一揖而起。待久之/提一壺酒歸曰、名士相遇不可無酒。/且酌且談。進油煎蔬菜。玄微怪其/無味曰、僕學費于本草、不知是何/草。鹿山笑曰、貧厨久絶魚菜。凡草葉/以油煎則無毒。因摘雜草試之。是/亦^⑤首蓿先生供客之一法也。^⑥胡盧大/噓。玄微歸語人曰。鹿山一揖而起、典物/換酒也。憾余不齋酒^⑦。訪名士、不可不/用意於此。一門生薄暮訪鹿山。室内暗/黒、時間擅臭、排戸而入。鹿山曰、有人贈/豪猪、既尽其肉猶餘一頭。因熾炭炙/之。問何不點燈。曰獨坐慵起、足下/幸持燈來。乃點燈、爐灰狼藉肉/焦醜翻。鹿山頽然、其間云。一權貴/遣奴乞書鹿山。一揮與之。奴復來曰、/紙幅稍大不合屏風、請更書。鹿山/不肯。權貴知其強項不屈、厚禮懇/請曰。得先生一字亦榮矣。鹿山曰、向既/書十二紙。苟崇尚我書、盍改造屏/風。今逼余更書、是猶因鞵而削足、循/巾而鑿頭也。殆語倒行逆施者。遂/謝絶之。文政間夷舶出沒東海、沿海/侯伯傳警備變。三春藩亦與焉。鹿/山一貧如洗。不儲鎧甲。急遽間、無錢/不購。會川^⑧侯渡邊某、以姻親故來寓/乃出金周急。鹿山酬以其書畫。某/至今珍藏。^⑨寛政八年藩主擢補/學職、累進任学長。^⑩在職殆四十年。/天保^⑪

四年十一月十三日卒。年七十五。有／子早世祀絶¹² 寛政以下十六字改鹿山在字

論曰、余遊川¹³ 俣多觀鹿山遺蹟。蓋／初學狩野氏、後出入諸家、仍奉¹⁵ 北宗。／及晚年灑然脱化、一掃宿於¹⁶ 南宗／至其合作。直上古人之堂。書亦逸逸／瀟灑、其品與畫伯仲。嗚呼使斯人／生在中原、與諸俊傑¹⁷ 旗鼓相當。則未／知文壇之¹⁸ 鹿落誰手也。而終身¹⁹ 輾轉／僻在一隅小藩。其名埋没不顯。其為／不幸何如哉。余深為鹿山惜之。／明治廿年四月中浣書 於白河家窓／磐城 筠軒履²⁰ □□²¹ □□

①・②大須賀筠軒（一八四一〜一九二二）。天保十二年、神林復所の三男として生まれる¹²。名は履（ふみ）、字は子泰、号は筠軒・鷗渚など。江戸で大学頭林復斎に師事し、帰郷後は施政堂の頭取を務めた。元治元年（一八六四）大須賀家の婿に入る。明治八年に地誌編集掛となり、明治十年には内国勸業博覧会福島県委員に任じられて、出品物を事前調査し解説書を作成した。こうした経験が『磐城物産志』や『磐城史料』の著作につながったと考えられる。また芸術に詳しく、自らも絵を描いた。明治十九年に平の旧病院長春館で美術展示会を開催し、出品物への批評を『美術満評』として上梓¹³。また作家の伝記として『磐城技芸家小伝』をまとめている¹⁴。

②文字は「募」であるが、文意から「摹」と考えられる。

③松原佐久。『いわき市史 第六巻 文化』によれば、平の裁判官であるという¹⁵。『美術漫評』では、住吉派を学び故実学に通じており、今回の展覧会には源義家が莫越関（勿来関）を通る場面を描いて出品したが、装束・風景が実証的である、と高評価されている¹⁶。

④『書画月報』に掲載された筠軒による鹿山伝の文言は、真澄寺本の伝記と酷似している¹⁷。雑誌の発行は明治四十四年であるが、それ以前に書きおいた文章を利用したと考えられ、「前之傳」とはそれを指すかと推測される。

- ⑤ うまごやし。鹿山が自分を草にたとえた。
- ⑥ 胡盧は口を覆って笑うこと。噱は大笑いすること。『孔叢子』『抗志』における「胡盧大笑」をふまえた文言か。
- ⑦ 文字は「詩」に見えるが、文脈から「訪」とする。
- ⑧・⑬ 文字は「朕」であるが、地名なので「俣」とする。
- ⑨ 一七九六年
- ⑩・⑫ 寛政以下の十六字目、すなわち⑩「在職」を「鹿山在学」に改める。
- ⑪ 一八三三年
- ⑭ 文字は「蓋」であるが、文意から「蓋」と考えられる。
- ⑮・⑯ 明代の文人画家が、中国の画家を二つの系統に分けるため生み出した用語で、北宗は専門の職業画家を指す。南宗は文人（知識人）の余技的な絵画。
- ⑰ 両軍の力が匹敵することから転じて、技倆を比べあうこと。
- ⑱ 本来は「鹿死誰手（鹿、誰が手にか死す）。鹿_レ天下が誰の手に属すか、未だ定まっていないこと。この一節は『晋書』巻一〇五「載記第五 石勒下」の「遇光武、當竝驅于中原、未知鹿死誰手。」という故事を踏まえ、もし鹿山が江戸で活躍していたならば、諸俊傑との力量は互角で、文壇のリーダーとなっていたかもしれない、との意。
- ⑲ ひとの不幸をいう言葉。
- ⑳ この部分は正方形のマークが縦に二つ描かれており、祖本に押捺されていた方印の形を写し取ったと推測される。

以上の序文と跋文から、真澄寺本の原本は尾張徳川家に秘蔵されていた、閻立本筆という伝承のある卷子であった

ことが知られる。栃木県博本とは原本が異なる上、後述するように五星の順序や詞書の語句の一部に差異が認められる。したがって谷文晁は別々の祖本を用いて、五星二十八宿神形図の写本を二度制作したということになるか。

また神林復所の序文では、鹿山の作品に対して「三写を経る」とあるので、尾張徳川家所蔵の原本を谷文晁が写し、それを蒲生羅漢が写し、更にそれを鹿山が写したと考えているようである。しかし鹿山の跋文（跋文1）では、谷文晁が作った写本を丁丑年（一八一七）に蒲生羅漢が持ってきた。それを鹿山が写した、とも受け取れる。

さて鹿山が制作した写本は、おそらくその没後、常勝寺の快庵を経由して神林復所が入手し、天保八年（一八三七）に復所が序文を書いた。復所亡きあとには息子の大須賀筠軒が継承した。⁽¹⁸⁾それを筠軒の友人で、画家でもあった松原佐久が模写した。その模写に対して、明治二十年に筠軒が跋文2を加えた。真澄寺本は、更にそれを写したものと位置付けられる。

なお序文と跋文1は同一の筆跡であるが、跋文2は別筆である。ただ、跋文1と跋文2は、同じ用紙に連続して記されている。跋文は二人の人物が分担して記したのであろうか。または意図的に筆跡を変えて、一人の人物が記したのであろうか。筆写の年代は、巻軸につながる巻末の別紙に「昭和五年秋収得 松石」の書き付けがあるので、筠軒の跋文にある明治二十年以降、昭和五年の間ということになるが、それ以上に限定することはできなかった。

三 星神図の詞書と図様

星神図は、五惑星から始まる。順番は歳星・熒惑星・太白星・辰星・鎮星。栃木県博本は歳星・太白星・鎮星・熒惑星・辰星の順である。大美本は歳星・熒惑星・鎮星・太白星・辰星の順に挙げており、五行説に即していることが

わかる。二十八宿は東・北・西・南の順で、七体ずつ星宿神を列挙する。栃木県博本も同様である。大美本は北5番の危宿までしか描かれていないが、もとは上下二巻仕立てで、北6番に相当する室宿以下を描いた下巻は失われたと推測されている。⁽¹⁹⁾

詞書は篆書体で記され、神の性質、廟の広さ、祀りに用いる道具、供養の飲食物などを述べている。以下、詞書と図様を記述していくが、へゝ内は小文字で記された割注である。便宜上、星神に通し番号を振り、詞書に傍線を施した。読めない文字は□を入れた。図はまとめて後掲する。

歳星の前に、小ぶりの文字で「五星及廿八宿神形圖」と記される。大美本ではその下に隸書による署名があり、下方の文字は消えかかっているが、「奉義郎守龍州別駕集賢院待制仍太史臣梁令瓊上」と読まれている。⁽²⁰⁾

1 歳星（木星）

詞書 「歳星神豪俠勢利立廟可／於君門祭用白幣器用銀／食上白鮮諱彩色忌哭^①泣／歳星爲／君王^②」 ①大美本では「泣」と「歳」が転倒している。②大美本では行替えしない。なお栃木県博本は真澄寺本と同様に行替えし、かつ「君」の文字が他の行より高い位置に記される点も一致している。

図様 猪頭の動物に乗る。星神は赤肉身で、頭頂部を二箇所剃髪し、髭を伸ばす。長袂衣を着け、左手を胸に当てる。動物の体は猪にしては細身で足が長い。頭部を墨、体部を薄茶色で彩色し、のど、腹のラインを赤線で描き起こす。栃木県博本は真澄寺と同様の人面であるが、大美本では星神が獣頭である点が相違する。

2 熒惑星（火星）

詞書 「熒惑星神食火祭用血肉／酒器用赤銅幣用赤殺性／發血祭具戰器鼓舞然後／祭之忌哭泣善事熒惑嬌／暴公子熒

惑廟可致軍門」

図様 薄茶色のロバのような動物に乗る。星神は馬頭人身で、一面六臂。薄い橙色の肉身で上半身は裸、下半身に赤の短裙を着ける。右手に剣、右上手に赤い法輪、右下手に斧を持つ。左手は腹前で長い槍を構え、左上手に短刀、左下手に棒を持つ。

3 太白星（金星）

詞書 「太白星神祭用女樂器用金／幣用黃食用血肉不殺性亦／忌哭泣太白廟女宮中黃屋／飾皆黃仍被五彩太白后妃／也」

図様 鳳凰に乗る。背と翼の外側は青・緑で彩られ鮮やかである。尾羽には斑文がある。星神は緑色の蓬髪で、頭上に鶏頭を載せる。長袂衣をまとう。顔・手は肌色の上に薄墨を刷いているようだ。

4 辰星（水星）

詞書 「辰星神功曹也知天下理文／墨歷術典吏傳送執天下綱／紀辰星白御也常不離日祭／用碧器用碧^①玉幣用碧色祭／用蔬水類〈魚／屬 廟可致於相府／也〈中書／省是〉」①「王」とも読めるが、文意から「玉」とする。

図様 赤い長袂衣と青の裙をまとい、頭上に猿頭を載せる。穏やかで女性的な風貌。右手に筆、左手に巻紙を持つ。

5 鎮星（土星）

詞書 「鎮星神以墨煙霧爲宮祭／用烏麻油蔬食飲水幣用／故黑器用鐵戒在奢姪鎮／星是御史宜水土事立祠／農疇水渚傍」

図様 淡墨で暈取を施した茶色の牛に乗る。瘦身で、髪を束ね髭を伸ばし、バラモンの修行者を思わせる。右手は胸元に挙げ、左手は膝の上に置く。上半身に薄緑の条帛、腰に赤の短裙を着ける。

鎮星の後に「二十八宿神形圖」と記し、次の行から角宿の詞書を記す。

6 角宿（東1）

詞書 「角星神 明睿勇智受快樂通／律曆名撰芳式名先率〈姓熾振〉／^②祭用蘇蜜等物」^① 大美美本は「聰」、栃木県博本は「明」。^② 大美美本にない。

図様 緑の長袂衣をまとい、花を敷き詰めた上に坐す。頭上に鬮腰を載せ、両手で蓮華ふうの植物を持つ。

7 亢宿（東2）

詞書 「亢星神性淳質清平通於戰／陣名賢戰へ^①姓蘇□祭用／飯豆蘇等物」^① 大美美本にない。□の文字は「服」に近い。

図様 赤い長袂衣を着る男性立像。頭上に冠を戴き、顎髭を伸ばす。右手に長い天秤を持つ。

8 氐宿（東3）

詞書 「氐星神廟有九萬里通／於數紀之會名粉評へ^①姓爲／翟衛／^①祭用烏麻華果」^① 大美美本にない。

図様 亀のような動物に乗る。着甲の武将形、右手に剣を持つ。

9 房宿（東4）

詞書 「房星神性毒雄多姪多子／妖訛呪詛淫祀兩形與丈／夫婦人更爲雌雄廟一十／萬餘里廟鼓邪廣名含へ^①糸」^① 姓爲管紀踐」^① 大美美本では「孫」。

図様 披髪の頭上に白い蠍の爪が覗く。右手に鉾を持ち、右腰に矢筒を下げ、左腰に太刀を佩くが、太刀の形態に崩れが生じている。膝丈の赤い着衣の裾から太い尾が後方に伸びるが、着衣と尾の関係もよく理解されていない。また

大美本と異なり、肌に鱗を描かない。

10 心宿（東5）

詞書 「心星神性多毒多姪多子／妖訛呪詛淫祀兩形與丈／夫婦人更爲雌雄廟十萬／里廟敲邪廣名招貴（姓房／館）」

図様 房宿神とよく似た姿であるが、正面を向く点が相違する。披髪の頭上に白い蠍の爪が付く。右手に鉾を持ち、右腰に矢筒を下げ、左腰に太刀を佩く。膝丈の紺色の着衣の裾から、太い尾が後方に伸びる。太刀や尾の写し崩れは、房宿と同様である。大美本と異なり肌には鱗はない。

11 尾宿（東6）

詞書 「尾星神能刻衆神而不受／衆神刻名闔當（姓爲／張兕）^① 祭用／乳果華艸等」^① 大美本にない。

図様 水辺に立つ赤い長袂衣の男性。冠を戴き髭を伸ばす。右手に筆、左手に弓と2本の矢を持つ。

12 風星（東7） 星座の名称としては箕宿の名が用いられるが、大美本・栃木県博本ともに風星と記す。風星は箕宿を構成する四つの星の一つである）

詞書 「風星神吼如母大蟲不／受人制獨用能害物通／於兵名士常（姓爲談注云／土或爲吐）」

図様 長袂衣をまとい、馬に乗る貴人男性。馬の足元には炎が燃え上がる。右手に弓と矢2本を持ち、左手で手綱をとる。

13 斗宿（北1）

詞書 「斗星神能起伏陰陽其／廟無定準里數（^①名狀瞻姓）／^②」^① 大美本では「名狀□／拒堵綫」、栃木県博本では「名狀瞻姓／拒堵□」。^② 栃木県博本では三行目に次の文が入る「祭用蜜炒稻華」。

図様 バラモンの修行者風の男性が、小さな池の上に立つ。裸形で頭上に小さく髻を結び、髭を伸ばす。腰に豹の毛

皮を着ける。頭から火炎が立ち昇る。右手に竹ヒゴの束のようなものと赤い袋を持ち、左手に縋索のような紐を下げる。

14 牛宿（北2）

詞書 「牛星神善醫多病受」^①／侯陰陽詔邪妄説禍福／能以詔辭扇動人名略／緒熾（姓鐳徐）^①大美本にない。
図様 青色の長袂衣をまとう獸頭人身像。頭部には2本の長い角が伸びており、山羊の頭であろうか。右手に棒を持つ。

15 女宿（北3）

詞書 「①／多病受占侯陰陽詔邪／妄説禍福能以詔辭扇／動人廟廣五萬六千里／名爲色舒」^①大美本・栃木県博本と
もに、冒頭に次の一行が入る「女星神姪亂貪讒善醫」。

図様 薄桃色の長袂衣をまとう獸頭人身像。頭部には2本の湾曲した角があり、羊頭であろうか。右手は胸元で掌を上向け、左手は袖の中に入れる。

16 虚宿（北4）

詞書 「虚星神明歴術名闔／陽（姓名壁）彊」^①祭用瓜及／大麻大豆蘇乳等物」^①大美本にない。

図様 下半身が壺にはまった、肉つきのよい男性。上半身は裸形、髭を伸ばす。右手に白杯、左手に黒い塊を持つ。

17 危宿（北5）

詞書 「危星神好哭泣剛腹嫉／惡好亂好殺廟廣五萬／六千里名推長（姓呂賈生）」

図様 虎面人身像。着甲し、頭上に髑髏を載せる。右手に刀、左手に斧を持つ。

18 室宿（北6）

詞書 「營室星神聲如雷通於／八卦綱變之萌始名玄／耀姓陀難邪尼祭用細／切肉食」

図様 水上の小舟に乗る女性的な人物。長袂衣をまとい、頭上で髪を束ねる。右手は胸元に上げ、左手は膝に置く。

19 壁宿（北7）

詞書 「壁星神多妓樂性諂多／詭詞好博戲廟廣六萬／四千里通於刑徳之綱／名膽工（姓爲邢／孫王）」

図様 長袂衣をまとい双髻を結う女性的な人物が、小さな池の上に立つ。右手に劍、左手に鎌（鍬か）を持つ。

20 奎宿（西1）

詞書 「奎星神慘毒其廟七萬／四千名引常（姓均／劉方）祭用肉／食等物」

図様 獸頭人身の立像。頭部は犬のように見える。着甲し、右手に劍を持つ。

21 婁宿（西2）

詞書 「婁星神敬好文武術有／君王徳名反方（姓爲^①玄／衡之）」 ①「呂」の可能性あり。

図様 白い羊のような皮を頭に被る男性立像。髭を伸ばす。右手に曲尺を持つ。長袂衣の胸元を紐で結ぶ。その内側に紫色の衣を重ねるが、下部は裾になっており、着衣の構造がよく理解されていないようだ。

22 胃宿（西3）

詞書 「胃星神雄食血肉貪而／且暴見利忘義與肯三／神同廟通水泉四瀆之／流名^①□覽（姓研之／骨白）」 ①「楯」の可能性あり。

図様 緑色の褌を着ける裸形立像。頭上に三つの髑髏を載せる。長い蓬髪、髭を伸ばす。肩に豹皮のマントを羽織る。右手に鉾、左手に斧を持つ。

23 昴宿（西4）

詞書 「昴星神信邪好亂詔諛／好變其廟六萬里通王／^①拒憲之明名爲教今／〈姓宋／趙滕〉」^①「繩」の可能性あり。

図様 牛頭人身の立像。赤い長袂衣と蔽膝を着けるが、着衣の区別が理解されていない。右手に未敷蓮華、左手に黒い塊を持つ。

24 畢宿（西5）

詞書 「畢星神通於哀數名爲／扶胥〈姓〉^①／兒^②／祭用鹿肉等／廟廣六千里」^①「傳」か。^②「侯」か。

図様 牛面獅子身の獸に乗る裸形の男性。短髪を逆立て、赤い褌を着け、右手に劍を持つ。獸は顔面が茶色、体部は青、獸毛は緑で彩色されている。

25 觜宿（西6）

詞書 「觜星神有詞筆其廟八／萬里〈姓婆網〉^①／闡名爲質」^①字は門構えの中に賀。

図様 赤い湧雲上に正坐する女性的な人物像。頭上に髑髏を載せ、長袂衣をまとい拱手する。

26 參宿（西7）

詞書 「參星神聖睿口柔心利／天下巧功無不能者通／於杓衡名爲拒靈圖〈姓／爲／祖服／鄭虞〉」

図様 威厳のある男性立像。淡紅色の長袂衣をまとい、冠を戴き、髭を伸ばす。右手に白い篋状の物を持つ。笏であろうか。

27 井宿（南1）

詞書 「井星神兩心翻覆多變多／謀好色好亂多才難禁^①／姦偽之英雄者也名爲承／光〈姓周史／訂李朱〉」

図様 披髪の男性立像。淡紅色の長袂衣をまとい、胸高に裙を着ける。右手に鋏、左手に糸状の物を輪にして持つ。

28 鬼宿（南2）

詞書 「鬼星神沈静多姦計性／毒審而且巧通於四六／節樞名爲翕司扶（姓爲□／成進□）」

図様 水上に浮かぶ女性坐像。桃色の長袂衣をまとう。右手で長茎の蓮華を持ち、左手で下端を受ける。

29 柳宿（南3）

詞書 「柳星神姓剛猛決斷伐／逆除兇姓曼陀肉名利／傷祭用□它肉」①「蟒」の可能性あり。

図様 竜の背にのる年配の女性。双髻を結び、赤衣着衣が後ろになびく。竜は背を反らせ、後脚と尾を斜め上方に跳ね上げる。

30 星宿（南4）

詞書 「星宿神樂情善性自樂／他寛柔口辯利其廟六／萬八千里通於天文地／理名陳羽其（姓浩新／邛薪芋）」

図様 両手を開いて立つ女性的な人物。双髻が後ろになびく。

31 張宿（南5）

詞書 「張星神俠^①气貢傲食血肉／多忿廣廟七萬里通於權／衡名爲緝舍詩一名闔拒／舒（姓爲司馬字）」①「乞」の可能性あり。「气」と「乞」は同字という。

図様 山中の水辺に坐す虎面人身像。右手に劍、左手に薄紫の桃型（蓮弁か）を持つ。裸形で肩に虎皮のマントを羽織り、胸元で結ぶ、赤の短裙を巻く。

32 翼宿（南6）

詞書 「翼星神高心好殺俠^①气／貢傲廟有五萬九千里／通於元精明於^②王衡名／爲汁餘（姓爲邾□）」①「乞」の可能性あり。②「玉」の可能性あり。

図様 二段の方形基壇上で、炎が燃える中に立つ女性像。桃色の長袂衣に蔽膝を着け、右手に赤い棒を持つ。

33 軫宿（南7）

詞書 「軫星神多學多詞通於／人情名爲給流（姓于刃／^① 亙郎）祭／用乳鬻及作莠稗飯等」^② ①「呂」の可能性もある。
②粥のこと。

図様 威厳のある顔立ちの老人の立像。赤い長袂衣をまとい、冠を戴き、長い顎鬚を垂らす。右手は胸元で小指を立てる。

以上、真澄寺本の星神を通覧してきたが、真澄寺本は少なくとも四回の転写を経ているため、崩れが生じて判読しがたい文字があった。図様に関しても、本来の意味を理解せずに写されている箇所が見出された。ただ全体的には、栃木県博本との間に強い共通性を示している。

おわりに

真澄寺本と栃木県博本は五星の順序が相違し、また真澄寺本の13斗宿・15女宿においては詞書の一部に欠落も生じている。しかしこうした相違点は一部であり、栃木県博本の祖本と真澄寺本の祖本である尾張徳川家所蔵本は、極めて共通性の高い作品であったと推測される。

一方、大美本と比較すると、1歳星の頭部や9房宿・10心宿神の肌などに相違があり、真澄寺本の詞書にある文句が大美本にないというケースも認められた。しかしその差異もわずかなもので、全体的に見れば三者は極めて近い

関係にある。栃木県博本や真澄寺本は、大美本の失われた後半をうかがう上で重要な作品といえよう。

なお台北の故宮博物院に、清朝十八世紀の宮廷画家であった丁観鵬筆の五星二十八宿神図が蔵されている。⁽²¹⁾ 画冊の右半分に篆書による詞書と星神の図を、左半分に詞書を行書に直したものを記しており、歳星／危宿の詞書と図様は大美本の系統に属している。冒頭に梁令瓊上の一文があるのも、大美本と同様である。ただ星神の描法には、西洋画の陰影法が取り入れられている。室宿以下は、おおむね栃木県博本・真澄寺本と同系統の図様を用いるが、一部に相違も見出される。一方、詞書は全く異なっており、仏教的な用語が注意を引く。

蛇足ながら、明末の墨譜『程氏墨苑』にも二十八宿神の意匠が掲載されている。⁽²²⁾ 墨の意匠を版画で示した図であるため、だいぶ簡略化されているものの、その図様は栃木県博本・真澄寺本の系統に属するものである。古代の奇怪神の人気のほどがしのばれる。

参考文献

〔五星二十八宿神形図巻関連〕

- 1 田中一松「五星廿八宿神形図巻に就いて」『南画鑑賞』四ノ一 昭和十一年一月（『田中一松絵画史論集 下巻』中央公論美術出版 昭和六十一年 に再録）
- 2 「梁 張僧繇・五星二十八宿神形圖卷」原田謹次郎編『爽籟館欣賞 第二輯解説 乾』博文堂 昭和十四年
- 3 矢代幸雄「五星二十八宿神形圖卷」『美術研究』一三九号 昭和二十一年十一月
- 4 武田和昭「第八章 中国成立の五星二十八宿像—大阪市立美術館五星二十八宿神形図—」『星曼荼羅の研究』法蔵館 一九九五年

5 「一三六—一四三 梁令瓊 五星二十八宿神形圖卷」『中国美術分類全集 中国絵画全集—戦国—唐』文物出版社・浙江人民美術出版社 一九九七年

- 6 鈴木かおる「資料紹介 谷文晁筆「五星及廿八宿神形圖卷」」『栃木県立博物館 研究紀要 人文』二〇〇号 二〇〇三年三月
 - 7 『道教の美術』図録 読売新聞大阪本社・大阪市立美術館 二〇〇九年
 - 8 深沢麻亜沙「木村妻から小泉妻（禮山）へ―「五星及廿八宿神形図」と新出作品をもとに」『栃木県立博物館 研究紀要 人文』三八号 二〇二二年三月
- 〔倉谷鹿山関連〕
- 9 『復刻版 田村郡郷土史』臨川書店 昭和六十三年（初版は明治三十七年）一九二〜一九四頁
 - 10 「倉谷鹿山先生」『書畫月報』一号四卷 明治四十四年七月十五日
 - 11 大須賀筠軒「倉谷鹿山傳」『書畫月報』一号四卷 明治四十四年七月十五日
 - 12 鎌田悌次郎編『倉谷鹿山先生之記 附 平野金華先生之記 大内熊耳先生之記』鹿山先生百年祭記念会事務所 昭和七年（田村郡郷土史）『書畫月報』所載の伝記および墓誌なども収録
 - 13 『三春町史2 近世（通史編2）』三春町 昭和五十九年 八二〜八三、八七〇〜八七一頁
- 〔神林復所・大須賀筠軒関連〕
- 14 『いわき市史 第6巻 文化』一九七七年
 - 15 『大須賀筠軒』大須賀筠軒詩碑建立会 昭和六十二年
 - 16 「9 美術展覧会出品目録」「10 美術漫評」『いわき史料集成 第一冊』いわき史料集成刊行委員会 昭和六十二年（『美術展覧会出品目録』は明治十九年初版、『美術漫評』は明治三十三年初版）
 - 17 坂本和也「大須賀筠軒ノート」明治十九年の美術展覧会『いわき地方史研究』四五号 二〇〇四年九月
 - 18 大須賀筠軒著・夏井芳徳校訂『いわき新書1 磐城技藝家小伝』纂修堂 二〇〇九年
 - 19 『大須賀筠軒とその時代展』パンフレット いわき市勿来関文学歴史館 令和三年
 - 20 『いわきを彩る儒学者展』図録 良齋先生に学ぶ会（安積良齋記念館） 令和四年

註

- (1) 矢野道雄『占星術師たちのインド』中央公論社 一九九二年

- (2) これら諸書の記事に関しては、参考文献2・3に詳しい。
- (3) 本図に関しては、参考文献2・3・4・5等を参照。
- (4) メトロポリタン美術館に、仇英筆とされる五星二十八宿図がある。卷子状の画面の下方に小さく星神を列挙し、末尾に五獄真景図を加えている。Taoism and the arts of China, 2000, The Art Institute of Chicago
- (5) 小泉斐は明和七年（一七七〇）、下野国益子の鹿島神社神職であった木村家に生まれた。寛政九年（一七九七）〜享和元年（一八〇一）の頃、下野国那須の大宮温泉神社の神官小泉家に養子に入る。文政二年（一八一九）下野羽黒藩の鎮国神社の宮司となる。嘉永七年（一八五四）没。小泉斐の伝記および寛政八年の五星二十八宿神形図の制作に関しては、参考文献8を参照した。
- (6) 栃木県博本に関しては、参考文献6に詳しい。
- (7) 参考文献8による。
- (8) 最末尾には「昭和五年秋収得 松石」と読める記入がある。
- (9) 羅漢山人に関しては、次の文献を参照した。『文晁門人 蒲生羅漢』図録 白河市歴史民俗資料館 二〇一七年
- (10) 参考文献9・10・11・12・13
- (11) 神林復所に関しては、参考文献14・19・20を参照。
- (12) 大須賀筠軒の伝記は、参考文献14（四四九頁）・15・19・20を参照。
- (13) 参考文献16・17参照
- (14) 参考文献18参照
- (15) 参考文献14の四四八〜四四九頁
- (16) 参考文献16の二一八〜二一九頁
- (17) 参考文献11
- (18) 筠軒は鹿山模写の五星二十八宿神形図を、明治十九年に長春館で開催した美術展覧会に出品している。出品目録の出品者・大須賀次郎（筠軒）の項に、「五星廿八宿神形圖 唐閻立本原本／倉谷鹿山手模 一卷」とある（参考文献16 一四三頁）。筠軒はその後『美術漫評』に作品解説を執筆した（参考文献16 二一八〜二一九頁）。ここでは、明代の書画録『鐵網珊瑚』の

記事を参照して、五星二十八宿神形図といえば唐の梁令瓚の作品が知られているが、閩立本も五星像などを描いており、二人とも五星二十八宿神形図を描いたのだ、と結論している。なお、この展覧会以降の鹿山模写本と、松原佐久模写本の行方は突き止められなかった。

(19) 参考文献3による。

(20) 参考文献2による。

(21) 台北・故宮博物院本に関しては、静嘉堂文庫美術館の吉田恵理氏にご教示いただいた。また詞書の翻刻にもご助力をいただいた。なお『秘殿珠林』巻十八に収録された乾清宮の所蔵品リストの中に「五星二十八宿神形図一冊」が見出される。それは張僧繇筆の画冊で、五星および角宿、危宿の図が残存していたため、乾隆帝が画院に命じて室宿以下を補い、左幅に釈文を書かせたという。故宮博物院本は、更にそれを丁観鵬に命じて模写させたものである。

(22) 程君房が制作した墨の意匠を掲載するカタログ。いくつかのバージョンがあるが、『中国古代版画叢刊2』（上海古籍出版社一九九四年）に収録されたものを参照した。

謝辞 貴重な所蔵品の調査と写真掲載をご許可くださいました真如苑真澄寺と半蔵門ミュージアムの皆さまに、深く謝意を表します。



2 熒惑星 (40.3 cm)

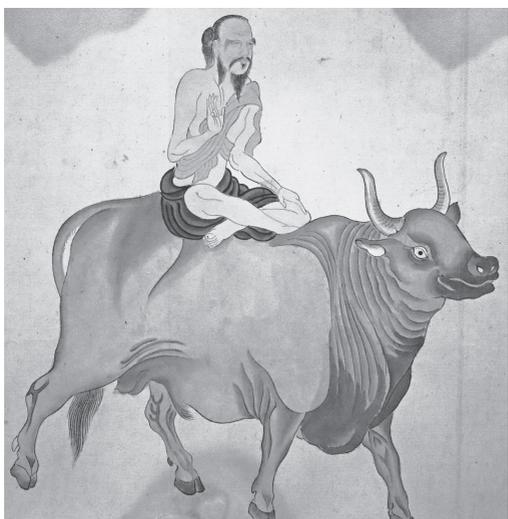


1 歳星 (41.3 cm)



3 太白星 (48.3 cm)

1~33 五星二十八宿神形図 真如苑真澄寺 紙本著色
() 内は各星神が描かれている用紙の長さ



5 鎮星 (39.2 cm)



4 辰星 (35.1 cm)



7 亢宿 (24.3 cm)



6 角宿 (29.2 cm)



9 房宿 (30.0 cm)



8 氐宿 (37.6 cm)



11 尾宿 (36.4 cm)



10 心宿 (27.5 cm)



13 斗宿 (27.9 cm)



12 風星 (40.8 cm)



15 女宿 (28.4 cm)



14 牛宿 (33.2 cm)



17 危宿 (23.7 cm)



16 虚宿 (24.6 cm)



18 室宿 (39.6 cm)



20 奎宿 (23.4 cm)



19 壁宿 (33.0 cm)



22 胃宿 (33.7 cm)



21 婁宿 (24.5 cm)



24 畢宿 (34.8 cm)



23 昂宿 (30.0 cm)



26 參宿 (24.9 cm)



25 觜宿 (22.5 cm)



28 鬼宿 (32.8 cm)



27 井宿 (23.3 cm)



29 柳宿 (40.9 cm)



31 張宿 (33.8 cm)



30 星宿 (27.1 cm)



33 軫宿 (26.6 cm)



32 翼宿 (38.8 cm)